

議案第37号関係資料

障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱いについて

平成 16 年 1 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(31) 障害者福祉、老人・福祉医療事業

福祉専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	障害者計画				B	
2	心身障害者居室整備資金貸付事業	×			C	
3	身体障害者・知的障害者デイサービス支援費(支援費制度)				B	
4	身体障害者・障害児者短期入所支援費(支援費制度)				B	
5	身体障害者・知的障害者福祉費各種補助金				B	
6	身体障害者・知的障害者相談員				B	
7	心身障害者扶養共済制度事務		×	×	B	
8	民間小規模作業所・小規模通所授産施設運営費補助事業		×	×	B	
9	身体障害者・知的障害者交通費補助事業		×		B	
10	重度身体障害者通院移送費給付事業				B	
11	社会参加促進事業		×	×	B	
12	身体障害者訪問入浴サービス事業		×	×	B	
13	身体障害者老人デイサービス相互利用事業			×	B	
14	身体障害者知的障害者デイサービス相互利用事業		×	×	B	
15	成年後見制度利用支援事業		×	×	B	
16	知的障害者生活支援事業		×	×	B	
17	障害児放課後等対策事業		×	×	B	
18	支援費制度施行経費				B	
19	支援費制度の指定事業者の指定		×	×	B	
20	指定居宅支援事業者等の指導・監査		×	×	B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	身体障害者・障害児者居宅介護支援費(支援費制度)				B	
22	知的障害者地域生活援助支援費(支援費制度)				B	
23	身体障害者・障害児者特別措置経費(支援費制度)		×		B	
24	身体障害者・知的障害者施設訓練等支援費				B	
25	知的障害者身障相互利用措置費		×	×	B	
26	知的障害者公費負担医療費				B	
27	身体障害者生活支援事業		×		B	
28	身体障害者生活環境改善事業			×	B	
29	障害児通園(デイサービス)事業費補助金		×	×	B	
30	知的障害者就労環境支援事業		×	×	B	
31	在宅障害児者地域生活支援事業		×	×	B	
32	重症心身障害児者通園事業		×	×	B	
33	療育手帳交付事務(異動処理含む)				B	
34	療育援助費				B	
35	身体障害者・知的障害者施設指導監査		×	×	B	
36	身体障害者および知的障害者福祉施設の整備設置許可		×	×	B	
37	緊急通報システム関係			×	B	
38	手話通訳関係事務		×	×	B	
39	各種大会関係		×	×	B	
40	障害者週間促進事業関係		×	×	B	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には「印」、実施していない場合は「×」印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(31) 障害者福祉、老人・福祉医療事業

福祉専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 障害者計画	<p>【目的・概要】 「秋田市障害者プラン(改訂版)」 (平成14年3月改訂) 計画実施期間：平成14年～17年度 本市の障害者支援のための総合計画である「秋田市障害者プラン改訂版」は、すでに策定されている「秋田市エンゼルプラン改訂版(平成13年3月策定)」・「秋田市高齢者プラン改訂版(平成13年3月策定)」と同様に、秋田市保健福祉長期計画「けやきのまちなしあわせプラン(平成6年3月策定)」の部門計画である「秋田市障害者プラン(平成10年2月策定)」を見直ししたものである。</p>	<p>【概要】 「福祉の充実した健康なまちづくり」を推進するため、環境づくり、自立の促進、社会参加の3点を基本目標とし、施策の重点的な推進を図るため障害者計画を平成15年度に策定する。 【活動内容等】 協議会の事務 ・障害者計画および障害者福祉施策の推進に関すること ・その他障害者福祉に係る重要事項に関すること 【委員等の構成】 議会代表、会長会代表、医師代表、社会福祉施設代表、民生委員</p>	<p>【概要等】 「雄和町障害者福祉計画」を平成16年度策定予定である。 雄和町障害者支援のための「雄和町障害者福祉計画」を平成11年3月に策定し、それに基づき関連事業を実施してきた。 平成16年に現計画を見直しを行うものである。</p>	<p>秋田市は、障害者プランを平成13年度に見直し、計画実施期間を平成14年～17年度としているが、河辺町は、平成15年度に、雄和町は平成16年度に見直しを予定しており、計画の実施期間等の調整が必要</p>	<p>合併時に秋田市の制度(プラン)に統一する。なお、17年度に新しい障害者計画を策定する。</p>
2 心身障害者居室整備資金貸付事業	<p>平成10年度から廃止</p>	<p>【目的】 障害者福祉の増進を図るため、心身障害者住宅整備資金の貸付を行う。 【対象者】 町内に居住し、重度身体障害者と同居する者で、住宅の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難な者とする。 【内容】 ・貸付金の限度額 1戸当り150万円 ・貸付けの条件 貸付の利率：年3%又は資金運用部資金の貸出利率のいずれか低い方 据置期間：1年以内 償還期間：据置期間終了後9年以内 償還方法：半年賦元利均等償還 延滞利息：償還期日を経過した日から年10%の割合を乗じて計算した額</p>	<p>【目的】 心身障害者福祉の増進を図るため住宅整備資金の貸付を行う。 【対象者】 雄和町に居住する心身障害者と同居する親族で障害者向けに居室等の増改築または改造を必要とし、自力で整備を行うことが困難な者 【内容】 ・貸付限度額：1戸当り150万円 ・貸付利率：財政融資資金の貸出利率 ・償還期間：据置期間2年以内それを経過後8年以内 ・償還方法：元利均等半年賦 ・滞納利息：償還期日を経過した日から年10%の割合を乗じて算定した額</p>	<p>秋田市においては既に平成10年度から廃止している。</p>	<p>合併時に事業を廃止する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
3 身体障害者・知的障害者デイサービス支援費(支援費制度)	<p>【概要】 在宅の障害者を対象に、創作的活動、機能訓練、入浴や給食サービス等を行い、在宅福祉サービスを推進する。(機能訓練および家族の介護負担の軽減を図る) 【対象者】 秋田市に居住する18歳以上の在宅の障害者 【利用料】 ・入浴代 350円・食事代 350円 ・上記のほか、利用者、扶養義務者の所得税額等にて利用者負担額が発生する。 【経費負担】 国 1/2</p>	<p>【障害者デイサービスの概要】 在宅の障害者に対して、通所による創作的活動や日常生活機能訓練、レクリエーションなどを行う。 【支援費の支給対象者】 在宅の身体障害者で、支援費の支給決定を受けたものがサービスを利用した場合に支給する。</p>	<p>【概要】 在宅の障害者を対象に、創作的活動、機能訓練、入浴や給食サービス等を行い、在宅福祉サービスを推進する。(機能訓練および家族の介護負担の軽減を図る) 【対象者】 秋田市に居住する18歳以上の在宅の障害者 【利用料】 ・入浴代 350円・食事代 350円 ・上記のほか、利用者、扶養義務者の所得税額等にて利用者負担額が発生する。 【経費負担】 国 1/2 県1/4</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
4 身体障害者・障害児者短期入所支援費(支援費制度)	<p>【内容】 在宅の身体障害者・知的障害児者を介護している家族が、病気や旅行等の理由により居宅介護が一時困難になった場合、および障害者本人が訓練を受ける場合、一時的に施設に入所することにより、福祉の向上を図る。 【利用料】 利用者、扶養義務者の所得税額等によって利用者負担額が発生する。 【経費負担】 国 1/2</p>	<p>【内容】 在宅の身体障害者・知的障害児者を介護している家族が、病気や旅行等の理由により居宅介護が一時困難になった場合、および障害者本人が訓練を受ける場合、一時的に施設に入所することにより、福祉の向上を図る。 【利用料】 利用者、扶養義務者の所得税額等によって利用者負担額が発生する。 【経費負担】 国 1/2、県 1/4</p>	<p>【内容】 在宅の身体障害者・知的障害児者を介護している家族が、病気や旅行等の理由により居宅介護が一時困難になった場合、および障害者本人が訓練を受ける場合、一時的に施設に入所することにより、福祉の向上を図る。 【利用料】 利用者、扶養義務者の所得税額等によって利用者負担額が発生する。 【経費負担】 国 1/2、県 1/4</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 身体障害者・知的障害者福祉費各種補助金 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 障害者の福祉向上のため各種行事や市身体障害者協会、手をつなぐ親の会等に補助し、障害者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>【概要】 (運営補助) ・秋田市身体障害者協会 448千円 ・秋田市手をつなぐ親の会 200千円 ・国立療養所秋田病院本荘愛育園協力会 130千円 各種大会補助については東北大会以上のものに限定</p>	<p>【概要】 河辺町身体障害者協会(河辺町身友希望の会)・河辺町手をつなぐ親の会等が実施する活動に対して補助金等を交付する。</p> <p>【事務手順】 団体からの補助金交付申請により、補助金を交付する。</p> <p>【平成14年度交付額】 ・河辺町身友希望の会(補助金) 135千円 ・南秋田・河辺郡身体障害者協会 24千円 ・秋田県身体障害者福祉協会(負担金) 6千円 ・河辺町手をつなぐ親の会(補助金) 45千円 ・南秋田・河辺郡手をつなぐ親の会(負担金) 8千円 ・国立療養所秋田病院本荘愛育園協力会 10千円 ・県障害者雇用促進協会 6千円</p>	<p>【目的】 障害者の福祉向上のため各種行事や南秋田河辺郡身体障害者協会、手をつなぐ親の会などに負担金を支出し、障害者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>【概要】 ・南秋田河辺郡身体障害者協会負担金 19千円 ・南秋田河辺郡手をつなぐ親の会負担金 7千円 ・国立療養所秋田病院本荘愛育園協力会 10千円 ・秋田県身体障害者福祉協会(負担金) 6千円 ・県障害者雇用促進協会 6千円</p>	<p>・地域団体への補助・上部組織団体への補助など組織上重複する部分がある。 ・各種団体の統合や合併も踏まえ補助対象、補助額、補助内容の統一をはかる必要がある。</p>	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。
6 身体障害者・知的障害者相談員	<p>【目的】 障害者や保護者からの各種相談に応じ、助言や指導などを行うとともに、福祉事務所などの行政機関に協力し、障害福祉について積極的に啓発・普及活動をすすめる、地域活動推進の中心的担い手となることを目的とする。</p> <p>【概要】 市内在住の身体障害者の方や知的障害者の保護者に秋田市が相談員業務を委託 ・委嘱は2年ごとに更新、市長が委嘱(平成15年4月更新) ・年間24,600円(上期・下期に半額) ・上期・下期に活動状況報告の提出 ・年1回以上の研修会を実施 ・身体障害者相談員 42名 ・知的障害者相談員 5名</p>	<p>【目的】 身体、知的障害者相談員が心身障害者地域活動の中核となり、その活動の推進や障害者やその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言等を行う。</p> <p>【概要】 町長が推薦した者を、秋田県知事が業務委託する。 ・身体障害者相談員 3人 ・知的障害者相談員 1人 ・年額 24,600円 ・支払時期 3月 ・任期 17年3月</p>	<p>【目的】 障害者や保護者からの各種相談に応じ、助言や指導などを行うとともに福祉事務所などの行政機関に協力し、障害福祉について積極的に啓発・普及活動を進め、地域活動推進の中心的担い手となることを目的とする。</p> <p>【概要】 町内在住の身体障害者の方や知的障害者の保護者の方に県で相談員業務を委託 委員は2年ごと更新 ・身体障害者相談員 2名 ・知的障害者相談員 1名 ・年額 24,600円 ・支払時期 3月</p>	<p>・両町の相談員について、合併時に秋田市長から改めて委任する必要がある。 ・任期途中の合併のため報酬の支払いについて県との協議が必要 (両町の相談員報酬は県より支出) ・相談員の適正数や配置について協議が必要</p>	合併時に秋田市の制度に統一する。(河辺町、雄和町分については、秋田県より事務移譲を受ける。)

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
7 心身障害者扶養共済制度事務	<p>【主な業務】 秋田県心身障害者扶養共済制度の手続きの受付窓口となる。 秋田市は、県で実施している掛金の減免措置の他に、下記のように掛金の一部を給付している。</p> <p>【目的】 秋田県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年秋田県条例第13号。以下「県条例」という。）に規定する心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）に加入している低所得者の納付する掛金の一部について、秋田市心身障害者扶養共済制度掛金給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、共済制度への加入促進を図り、心身障害者の生活の安全と福祉の増進に寄与すること</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 民間小規模作業所・小規模通所授産施設運営費補助事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 在宅で一般雇用が困難な障害者が通所して作業訓練や生活指導を受ける小規模作業所や小規模授産施設に運営費を補助する。</p> <p>【補助対象施設】 小規模作業所 (知的)4、(身体)2 小規模通所授産施設 (知的)2、(身体)1</p> <p>【民間小規模作業所運営費補助基準額】(市単独) 運営費 + 設備費 + 重度加算をもって算定</p> <p>【小規模通所授産施設運営費補助基準額】(国 1/2) 1カ所当たり国庫補助基準額：年間11,000千円</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 身体障害者・知的障害者交通費補助事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 身体・知的障害者(児)の社会参加と生活圏の拡大を図る。</p> <p>【概要】 秋田市に居住するバス利用可能な在宅者で、第1種身体障害者もしくは12歳未満の身体障害児を介護する者、又は、療育手帳Aの交付を受けている者もしくは療育手帳Bの交付を受けている12歳未満の知的障害児を介護する者に対し、秋田市営乗合自動車運賃および秋田中央交通乗合自動車運賃を無料化するもの</p>	未実施	<p>【目的】 雄和町に居住する心身障害児(者)に対し、通勤に要する乗り合い自動車運賃の一部を支給し、社会復帰の促進、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】 1カ月の通勤に要する運賃の1/3を支給。ただし、限度を1万円とする。</p> <p>【事業費】 180千円 受給者 2名</p>	1市2町で事業内容が異なるため、調整が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。
10 重度身体障害者通院移送費給付事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 重度障害者の通院加療の利便性を図るため、タクシー代を助成する。</p> <p>【概要】 身体障害者手帳や療育手帳を所持している者はすべて、タクシー乗車時に手帳を見せることで、料金が1割引になる。 さらに、下記の者が病院に通院するときは、秋田市単独事業として移送費の一部補助している。 対象者 内部障害の身体障害者手帳等級1級の者 下肢・体幹・視覚障害の身体障害者手帳等級1～3級の者 割引額 1回につき580円の割引。割引券は月4枚、年間48枚を限度に交付 16年度以降人工透析を行っている障害者について、割引券交付枚数を16枚/月に拡充予定</p>	<p>【概要】 人工透析療法を受けるために通院されている方々の経済的負担を軽減するために、通院費の一部を助成する。</p> <p>【支給対象者】 次の項目を全て満たす者が対象となる。 河辺町に住所を有する者 通院治療のために、月8日以上通院している者 通院費に関して、他の制度の補填を受けていない者</p> <p>【助成金額】 月額 10,000円 毎年7月、11月および3月に、その前月までの分について本人の口座に振込する。 対象者数 18名(自動車使用は15名ほど。うち、9～10名は本人運転、それ以外は家族や知人)</p>	<p>【目的】 町内居住の在宅透析治療者の経費の軽減および、精神的負担の軽減を図りもって、自立支援を目的とする。</p> <p>【内容】 人工透析のための通院日数10日以上の場合：月額5千円支給 人工透析のための通院日数8日以上10日に満たない場合：月額4千円支給 いずれも申請による。 対象者数 11名 (すべて自動車使用、うち5名は本人運転)</p> <p>【15年度予算額】 600千円</p>	両町の人工透析患者への給付事業の検討を含めて調整が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 社会参加促進事業	<p>【概要】 障害者が住み慣れた社会の中で自立し、社会に参加できるようにするために必要な援助を行い、障害者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>【事業の種類】 手話奉仕員養成事業 手話通訳者設置事業 声の広報・点字広報等発行事業 障害者スポーツ教室開催事業 障害者スポーツ大会開催事業 自動車免許取得、自動車改造助成事業(別記)</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
12 身体障害者訪問入浴サービス事業	<p>【目的】 居宅において入浴が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障害者に、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。</p> <p>【概要】 訪問入浴車を派遣し、バイタルチェック、清拭、入浴を行う。</p> <p>【対象者】 秋田市に居住する在宅の18歳以上65歳未満の身体障害者。ただし、介護保険給付対象者は除く。</p> <p>【利用料】 ・実費350円</p> <p>【委託料】 1回につき12,500円から利用者負担額を控除した額</p> <p>【負担割合】 国 1/2</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
13 身体障害者老人デイサービス相互利用事業	<p>【概要】 在宅の障害者を対象に、機能訓練、入浴や給食サービス等を行い、在宅福祉サービスを推進する。</p> <p>【対象者】 秋田市に居住する18歳以上の在宅の身体障害者。ただし、原則として介護保険給付対象者を除く。</p> <p>【委託法人】 社会福祉法人晃和会 外12法人</p> <p>【利用料】 ・入浴代 350円 ・給食代 350円 ・上記のほか、利用者、扶養義務者の所得税額等にて利用者負担額が発生する。</p>	<p>【概要】 在宅の身体障害者に対して、通所による創作的活動や日常生活機能訓練、レクリエーションなどを提供することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 在宅の身体障害者で、必要と認められる者</p> <p>【実施主体】 町が適切と認められる事業者・施設に委託して行う。ただし、当該事業者・施設が支援費制度における指定(基準該当)事業者である場合は、支援費制度による身体障害者デイサービスを行うものとする。</p>	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
14 身体障害者知的障害者デイサービス相互利用事業	<p>【概要】 在宅の障害者を対象に、機能訓練、給食サービス等を行い、在宅福祉サービスを推進する。</p> <p>【対象者】 秋田市に居住する18歳以上の在宅の身体障害者。ただし、原則として介護保険給付対象者を除く。</p> <p>【委託法人】 社会福祉法人秋田育明会</p> <p>【利用料】 ・給食代 350円 ・上記のほか、利用者、扶養義務者の所得税額等にて利用者負担額が発生する。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 成年後見制度利用支援事業	<p>【目的】 支援費制度利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、理解が不十分であることや費用負担が困難なことなどから、本制度により成年後見制度利用を支援する。</p> <p>支援費制度を利用し、又は利用しようとする身寄りのない知的障害者等であって、次のいずれにも該当する者 知的障害者福祉法第27条の3の規定に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、同法第11条（保佐開始の審判）、同法第14条第1項（補助開始の審判）等の規定する審判の請求を行うことが必要と認められる者 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者</p> <p>【経費負担】 国 1/2</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
16 知的障害者生活支援事業	<p>【目的】 知的障害者生活支援センターに生活支援ワーカーを配置して、知的障害者の家庭や職場等を訪問し、本人の生活上の相談等に応ずるとともに、金銭や衣食住に関する問題の解決など地域生活に必要な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：秋田市 ・委 託 先：いずみ会 ・実施施設：知的障害者通所授産施設（ウェルビューいずみ通所センター） ・実施予定：平成15年12月 ・登録者：概ね25人程度 <p>【対象者】 原則として就労している知的障害者で、アパート、マンション福祉ホームで生活している者およびグループホーム利用者</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
17 障害児放課後等対策事業	<p>【目的】 障害児の健全育成をはかるため、放課後や長期休業期間中の育成指導を行い、保護者の精神的、肉体的、経済的負担の軽減により、障害児およびその家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>・実施主体：秋田県 ・実施場所：県立栗田養護学校（知的障害養護学校） ・対象者：栗田養護学校在籍者で秋田市に居住している者 ・実施日：放課後および夏期・冬期・春期休みの日中 ・委託先：高清水園</p> <p>【費用負担割合】 秋田県：1/2 保護者：1/4 秋田市：1/4 県要綱および協定書による市町村負担分を積算するもの</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
18 支援費制度施行経費	<p>【目的】 社会福祉基礎構造改革の一つとして、平成15年度から障害者福祉サービスが、従来の行政が内容等を決定する「措置制度」から利用者の立場に立った「支援費制度」に切り替わったため、制度の円滑な施行を図る。</p> <p>【概要】 平成15年度から、身体障害者の施設・在宅サービス、知的障害者の施設・在宅サービス、障害児の在宅サービスが、従来の措置制度から支援費制度（利用契約制度）に移行した。 居宅サービスの支給調査・決定（毎年実施） 施設サービスの支給調査・決定（3年に1回）15年度全員 新規申請者の支給調査 平成14年度に構築した電算システムの適正な運用</p>	<p>【目的】 平成15年度からの支援費制度の開始に伴い、制度の円滑な施行に資するための経費</p> <p>【予算内容】 ・印刷費（受給者証、啓発用パンフレット等）250千円 ・消耗品費50千円</p> <p>【参考】 支援費予算（平成15年度当初） ・居宅介護支援費（身・知・児）630千円 ・短期入所支援費（身・知・児）320千円 （デイサービスは委託料として計上） ・身体障害者施設訓練等支援費21,000千円 ・知的障害者施設訓練等支援費78,600千円</p>	<p>【目的】 平成15年度から障害者福祉サービスが、従来の行政の決定する「措置制度」から障害者自らサービス選択する「支援費制度」に変更されたため制度の円滑な施行を図る。</p> <p>【概要】 身体障害者の施設・在宅サービス、知的障害者の施設・在宅サービス、障害児の在宅サービスが支援費制度に移行し、それぞれサービスの申請に伴う調査、決定業務を円滑に実施</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
19 支援費制度の指定事業者の指定	<p>【概要】 居宅支援事業者ならびに身体障害者更生施設等および知的障害者更生施設等を、厚生労働省令および指定居宅支援事業者ならびに指定身体障害者更生施設等および指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の定めるところにより指定する。</p> <p>【事務】 ・指定申請受理および指定決定 ・指定した事業者の公示 ・変更の届出受理 ・指定辞退の届出受理 ・関係者に対する情報提供 指定居宅事業者および指定身体障害者・指定知的障害者更生施設等の指定は県との事務引継事項</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
20 指定居宅支援事業者等の指導・監査	<p>【概要】 市町村の支援費支給事務等の円滑かつ適正な運営と、指定居宅支援事業者および指定施設の一定の質の確保(指定基準の遵守状況)を図る観点から、指導および監査を実施する。</p> <p>【事務の内容】 指導形態 集団指導 書面指導 実地指導 国からの「指定事業者等指導指針」および「指定事業者等監査指針」に基づき実施</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
21 身体障害者・障害児者 居宅介護支援費(支援費 制度)	<p>【目的】 日常生活を営むことに支障のある身体障害者・障害児・知的障害者の世帯にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助などのサービスを行うことにより、自立と社会参加を推進することを目的とする。</p> <p>【概要】 入浴等の身体介護や、炊事等の家事援助を必要とする身体障害者・障害児・知的障害者の家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活を支援する。また、重度視覚障害者と全身性障害者の移動介護を行うためガイドヘルパーを派遣する。</p>	<p>【身体障害者居宅介護の概要】 在宅の身体障害者に対して、ホームヘルパーによる入浴・排せつや食事などの身体介護や調理・洗濯や掃除などの家事援助のサービスを行う。 また、車いす利用者、視覚障害者、脳性まひなどの全身性障害者の方の外出を支援するサービスも行う。</p> <p>【障害児居宅介護の概要】 在宅の障害児に対して、ホームヘルパーによる入浴・排せつや食事などの身体介護や調理・洗濯や掃除などの家事援助のサービスを行う。</p> <p>【児童居宅介護支援費の支給対象者】 在宅の障害児の保護者等で、支援費の支給決定を受けたものがサービスを利用した場合に支給する。</p>	<p>【目的】 日常生活を営むことに支障のある身体障害者・障害児・知的障害者の世帯にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助等のサービスを行うことにより、自立と社会参加を推進することを目的とする。</p> <p>【概要】 入浴等の身体介護や、炊事等の家事援助を必要とする身体障害者・障害児・知的障害者の家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活を支援する。</p> <p>【経費負担】 国1/2、県1/4</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
22 知的障害者地域生活援助支援費(支援費制度)	<p>【目的】 地域の中にあるグループホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行い、地域での自立生活を助長するものである。</p> <p>【概要】 施設入所者および施設入所を希望している在宅の知的障害者が、アパートなどで、世話人による食事提供等の援助を受けながら、地域での自立した共同生活の場であるグループホームでの生活を支援する。</p> <p>【対象者】 知的障害者(15才～60才)</p> <p>【利用料】 利用者、扶養義務者の所得税額等によって利用者負担額が発生する。</p> <p>【経費負担】 国 1/2</p>	<p>【目的】 地域の中にあるグループホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行い、地域での自立生活を助長するものである。</p> <p>【概要】 施設入所者および施設入所を希望している在宅の知的障害者が、アパートなどで世話人による食事提供等の援助を受けながら、地域での自立した共同生活の場であるグループホームでの生活を支援する。</p> <p>【対象者】 知的障害者(15歳～60歳)</p> <p>【利用料】 利用者、扶養義務者の所得税額等によって利用者負担額発生</p> <p>【経費負担】 国1/2 県1/4</p>	<p>【目的】 地域の中にあるグループホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行い、地域での自立生活を助長するものである。</p> <p>【概要】 施設入所者および施設入所を希望している在宅の知的障害者が、アパートなどで世話人による食事提供等の援助を受けながら、地域での自立した共同生活の場であるグループホームでの生活を支援する。</p> <p>【対象者】 知的障害者(15歳～60歳)</p> <p>【利用料】 利用者、扶養義務者の所得税額等によって利用者負担額発生</p> <p>【経費負担】 国1/2 県1/4</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
23 身体障害者・障害児者 特別措置経費(支援費制 度)	<p>【目的】 市町村は、支援を必要とする者が、やむを得ない事由により、支援費の支給を受けることが著しく困難であると認める場合、措置を行う。</p> <p>【概要】 単独で支援費支給申請をすることが著しく困難である障害者の介護をしている者が、急に死亡し、障害者ひとりとなり、周囲からの支援も期待できない場合であって、緊急にサービスを必要とする場合等 居宅介護等の措置 (対象)居宅介護・デイサービス・短期入所 施設入所等の措置</p> <p>【経費負担】 国 1/2</p>	未実施	<p>【目的】 市町村は、やむを得ない事由により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認める場合、措置を行う。</p> <p>【概要】 単独で支援費支給申請をすることが著しく困難である障害者の介護をしている者が、急に死亡し、障害者一人となり周囲からの支援も期待できない場合であり、緊急にサービスを必要とする場合など</p> <p>【経費負担】 国1/2 県1/4</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
24 身体障害者・知的障害 者施設訓練等支援費	<p>【目的】 身体障害者更生・療護・授産施設および知的障害者更生・授産施設・通勤寮において、治療・指導・訓練等の施設サービスを利用することにより、自立と社会経済活動への参加を促進する。</p> <p>【概要】 上記施設に入所又は通所により利用した際に、それに要する費用を支給する。</p> <p>【対象者】 身体障害者・知的障害者</p> <p>【利用料】 利用者、扶養義務者の所得税額等によって利用者負担額が発生する。</p>	<p>【身体障害者施設訓練等の概要】 満18歳以上の身体障害者は、下記の施設に入所(通所)し、その種別に応じた訓練を受けることができる。 身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設</p> <p>【知的障害者施設訓練等の概要】 満18歳以上の知的障害者は、下記の施設に入所(通所)し、その種別に応じた訓練を受けることができる。 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮</p> <p>【支援費の支給対象者】 身体障害者で、支援費の支給決定を受けたものがサービスを利用した場合に支給する。</p>	<p>【目的】 身体障害者更生・療護・授産施設および知的障害者更生・授産施設・通勤寮において、治療・指導・訓練等の施設サービスを利用することにより、自立と社会経済活動への参加を促進する。</p> <p>【概要】 上記施設に入所又は通所により利用した際に、それに要する費用を支給する。</p> <p>【対象者】 身体障害者・知的障害者</p> <p>【利用料】 利用者、扶養義務者の所得税額等によって利用者負担額が発生する。</p> <p>【経費負担】 国1/2 県1/4</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
25 知的障害者身障相互利用措置費	<p>【目的】 知的障害者が身近な身体障害者施設に通所し授産活動等を行い、自立の促進、生活の質の向上を図る。</p> <p>【対象者】 秋田市に居住する18歳以上の在宅の知的障害者</p> <p>【実施法人・施設】 秋田県身体障害者福祉協会（秋田ワークセンター） 緑光福祉会（緑光苑）</p> <p>【利用料】 利用者、扶養義務者の所得税額等によって支援費制度に準じた利用者負担額が発生する。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
26 知的障害者公費負担医療費	<p>【目的】 知的障害者福祉法による施設入所中の知的障害者に係る医療の給付を行い、保護者の経済的負担を軽減するとともに障害者の福祉向上を図る。</p> <p>【概要】 施設に入所している知的障害者が必要な医療を受けたときは、その費用を公費で支払う。老人医療に該当する者は、市が施設に支弁する措置費として医療費を負担する。 ・給付率10割（保険給付＋公費負担）</p> <p>【対象者】 施設入所中の知的障害者</p> <p>【事務手順】 個人負担分を市が直接支払基金・国保連合会・施設へ支払する。</p> <p>【経費負担】 国1/2 市1/2</p>	<p>【目的】 知的障害者福祉法による施設入所中の知的障害者に係る医療の給付を行い、保護者の経済的負担を軽減するとともに障害者の福祉向上を図る。</p> <p>【概要】 施設に入所している知的障害者が必要な医療を受けたときは、その費用を公費で支払う。老人医療に該当する者は、町が施設に支弁する措置費として医療費を負担する。 ・給付率10割（保険給付＋公費負担）</p> <p>【対象者】 施設入所中の知的障害者</p> <p>【事務手順】 個人負担分を町が直接支払基金、国保連合会へ支払う。</p> <p>【経費負担】 国1/2、県1/4</p>	<p>【目的】 知的障害者福祉法による施設入所中の知的障害者に係る医療の給付を行い、保護者の経済的負担を軽減するとともに障害者の福祉向上を図る。</p> <p>【概要】 施設に入所している知的障害者が必要な医療を受けたときは、その費用を公費で支払う。老人医療に該当する者は、町が施設に支弁する措置費として医療費を負担する。 ・給付率10割（保険給付＋公費負担）</p> <p>【対象者】 施設入所中の知的障害者</p> <p>【事務手順】 個人負担分を町が直接支払基金、国保連合会へ支払う。</p> <p>【経費負担】 国1/2、県1/4</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
27 身体障害者生活支援事業	<p>【目的】 地域において生活支援を必要とする身体障害者およびその家族に対し、ケアマネジャーによる、在宅福祉サービス等の利用援助、社会資源の活用や障害者自身の社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、専門機関の紹介などの情報提供や相談支援等総合的な援助を行い、障害者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>【概要】 秋田市が社会福祉法人北杜に委託 ・実施施設：障害者生活支援センターほくと</p> <p>【事業内容】 ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の利用援助 社会資源を活用するための支援 社会生活力を高めるための支援 ピアカウンセリング 専門機関の紹介 苦情解決の援助 障害者ケアマネジメント 平成14年度相談件数 1,624件</p>	未実施	<p>【目的】 地域において生活支援を必要とする身体障害者およびその家族に対し、在宅福祉サービス等の利用援助、社会資源の活用や障害者自身の社会生活力を高めるための支援、相談支援等総合的な援助を行い、障害者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>【概要】 ・委託先：柏人会(はくじんかい) ・実施施設：柏の郷</p> <p>【事業内容】 ・ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の利用援助 ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・障害者ケアマネジメント ・苦情解決の援助</p> <p>【算定方法】 平等割・人口割・身障者人数割</p>	雄和町における実施施設は「柏の郷」(西仙北町)であり、秋田市実施施設「ほくと」との重複があるため調整が必要である。	合併時に秋田市の制度に統一する。
28 身体障害者生活環境改善事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 在宅の重度身体障害者(児)又はその保護者が、重度身体障害者の日常生活を容易にするための住宅等を改造する際にその費用を援助し、福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 ・対象者：市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている者で、上肢、下肢、体幹に障害を有し、障害程度が1級、2級、3級の者(3級は車いす使用者のみ) ・対象事業：浴室、便所、洗面所、台所、居室の改造および玄関等のスロープ化ならびに屋内の段差解消工事 ・費用：520,000円(日常生活用具給付事業あるいは介護保険で住宅改修(それぞれ上限200,000円)の対象となっている場合は、その額を除く。)</p>	<p>【概要】 在宅の重度身体障害者に対し、住宅を改造することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳を所持し、かつ下記の全てに該当する者 上肢、下肢又は体幹に障害を有する。 障害の程度が原則として1級、2級および3級である。 属する世帯が、市町村民税非課税または所得税非課税である。</p> <p>【補助額】 限度額 500,000円 【負担割合】 県費 1/2 町費 1/2 【その他】 介護保険の住宅改修等、他制度を利用できる場合は、他制度を優先して利用する。</p>	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
29 障害児通園(デイサービス)事業費補助金 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 「ことば」や「聴こえ」に障害をもつ在宅心身障害児を親子で通園させ、ことばの発達を促す「ことばの教室」事業の運営に補助し、福祉の向上を図る。</p> <p>【概要】 「ことばの教室」は、社会福祉法人グリーンローズが「聴こえ」や「ことば」の遅れが目立つ子供の相談・訓練・指導にあたるため、昭和47年から実施した事業である。 当初は国庫補助事業であったが、昭和50年に社会福祉法人グリーンローズが「難聴幼児通園施設・オリブ園」を併設したことにより、「ことばの教室」への国庫補助が対象外となり、以来、前年度国庫補助基準額の1/3を市単独で補助している。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
30 知的障害者就労環境支援事業	<p>【目的】 秋田市リサイクルプラザにおいて、知的障害者が作業訓練を通して安定した就労が図られるよう、指導員を配置し、一般就労を目指すための就労の場の確保を図る。</p> <p>【概要】 ・環境保全公社で採用する訓練生(知的障害者)の作業や生活訓練をサポートするため、指導員2名を配置する。 ・訓練生の修了後の進路についてサポートするため、「秋田市リサイクルプラザ訓練生サポート連絡会議」を開催する。</p> <p>【訓練作業内容】 空ビン選別作業等 訓練期間 3年 訓練生 7名(H15.4月現在)</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
31 在宅障害児者地域生活支援事業	<p>【目的】 在宅障害児(者)のライフステージに応じた地域生活を支援するため、障害児(者)施設の有する機能を活用しながら療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供と援助、調整等を行い、在宅障害児(者)およびその家庭の福祉向上を図る。</p> <p>【概要】 (実施事業名) 在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等指導事業 地域生活支援事業 施設支援一般指導事業 ケアマネジャーの配置 ・委託先：社会福祉法人秋田育明会 ・実施施設：竹生寮</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
32 重症心身障害児者通園事業	<p>【目的】 在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園により、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行い、運動機能等の低下を防止するとともに、その発達を促す。</p> <p>【概要】 療育手帳Aと重度の肢体不自由(1、2級)を合わせ持つ重症心身障害児者は、就学前は「小児療育センター」、就学後は「養護学校」や「太平療育園」を主に利用し、訓練しているが、養護学校卒業後等は、日中の訓練の場がなく、デイサービスセンター等を利用しているのが現状となっている。 ・実施主体：秋田県(13年1月から実施) ・実施施設：肢体不自由児施設太平療育園 ・対象：市内の重症心身障害児者 ・事業類型：B型</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
33 療育手帳交付事務 (異動処理含む)	<p>【内容】 知的障害者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害者本人および保護者が各種の援護措置を受けやすくするために秋田県が発行している療育手帳の交付事務補助</p> <p>【事務処理】 ・新規申請 ・再判定申請 ・各種記載事項変更届 ・返還届 ・心理判定依頼申請 ・各種事務処理のシステム入力 ・秋田県療育手帳基礎調査の報告</p>	<p>【概要】 療育手帳の交付申請、再交付申請、再判定申請、記載事項変更届および返還届について受理し、県に進達する。また、それに伴う異動処理を行う。</p> <p>【事務手続き】 ・療育手帳に係る申請および届出を受理し、内容を確認したうえで県に進達する。 ・交付された手帳を申請者へ送付する。 ・手帳の新規交付、返還、記載事項の変更等に伴う異動処理(知的障害者指導台帳への登録等)を行う。 ・再判定が必要な者については、再判定時期を周知し、申請を促す。</p>	<p>【内容】 知的障害者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害者本人および保護者が各種の援護措置を受けやすくするために秋田県が発行している療育手帳の交付事務補助</p> <p>【事務処理】 ・新規申請 ・再判定申請 ・各種記載事項変更届 ・返還届 ・心理判定依頼申請</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
34 療育援助費	<p>【内容】 在宅の重度知的障害児・者または重度心身障害児・者(公的年金受給者を除く)を扶養している父や母、又は父母に代わって養育している者に支給される手当 月額 4,000円 年4回(6, 9, 12, 3月)支給</p> <p>【事務処理】 ・新規申請、変更届、消滅届の受付 ・県へ書類を送付 ・県からの通知を受給者に送付 対象者 227人</p>	<p>【内容】 秋田県が在宅心身障害児・者を療育している者に対して支給する療育援助費の事務補助</p> <p>【事務処理】 ・申請者より認定請求書等を受理し、県に進達 ・毎年7月に現況届を取りまとめ、県に進達</p>	<p>【内容】 秋田県が在宅心身障害児・者を療育している者に対して支給する療育援助費の事務補助</p> <p>【事務処理】 ・申請者より認定請求書等を受理し、県に進達 ・毎年7月に現況届を取りまとめ、県に進達</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
35 身体障害者・知的障害者施設指導監査	<p>【目的】 適正かつ健全な施設運営を確保するため、利用者の処遇、職員の待遇、施設の整備状況等運営の全般について積極的に助言・指導を行う。</p> <p>【概要】 福祉総務課監査指導担当と連携を図り、適正な法人・施設運営が確保されるよう計画的な指導監査を実施する。</p> <p>【監査対象】 身体障害者施設：療護施設・重度授産施設 知的障害者施設：更生施設・授産施設・小規模授産施設・グループホーム 施設所管課としての主な監査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な入所者処遇の確保 ・入所者の生活環境等の確保 ・自立、自活等への支援 ・施設の運営体制の確立 ・健康・給食・防災等 	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
36 身体障害者および知的障害者福祉施設の整備設置許可	<p>【目的】 福祉サービスの利益の保護および地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【概要】 国、都道府県、市町村、社会福祉法人およびそれら以外の者が、施設を設置して、第1種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に設置の届け出が必要で、中核市は最低基準等の審査を行い、許可を与えるもの。</p> <p>【事業内容】 施設の最低基準に適合するかどうかを審査するほか、場合によっては必要な事項について審査を行い許可を与える。</p> <p>施設の設置許可は県との事務引継事項</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
37 緊急通報システム関係	<p>【目的・内容】 急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応するため、緊急通報装置を貸与し、障害者の日常生活の安全を図る。</p> <p>【障害福祉課における受付】 ・「若年の身体障害者」の状況調査等を障害福祉課で行う。(介護保険の2号被保険者(40～65歳)で15疾病に該当する人は高齢福祉課で受付する) (最終的な決定は高齢福祉課で行う) 貸与期間中 ・トラブル発生時の訪問等の対応 ・協力員等変更の対応 廃止 ・廃止の起案をし、決裁後、高齢福祉課へ連絡する。(最終的な決定は高齢福祉課で行う)</p>	<p>【事業の目的】 在宅の老人および重度身体障害者等の健康と安全の確保のため緊急通報装置を設置する。 装置を設置する対象者は、65歳以上のひとり暮らし高齢者およびひとり暮らしの重度身体障害者等で、特に必要と認められる者</p> <p>【概要】 利用者宅に設置した緊急通報装置の緊急ボタンを押すと、第一通報者、第二通報者(近隣・親戚)、第三通報者に連絡される。 設置は、河辺町社会福祉協議会が町の補助を受けて行う。 ・利用者数 39件</p>	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
38 手話通訳関係事務	<p>手話通訳者設置事業に基づき配置されている手話通訳者3名 ・秋田市障害福祉課1名 ・秋田市社会福祉協議会2名(委託)</p> <p>【概要】 秋田市障害福祉課1名 主に市役所に訪れた聴覚障害者等への対応、各課からの要請および障害者の行事、大会等の通訳 秋田市社会福祉協議会2名 市内在住のろうあ者からの利用希望により、家庭生活、社会生活でのコミュニケーションを円滑に行う手段の確保のため、派遣等を行う。</p> <p>【主な用務】 公的機関での手続き、病院での診察、学校保護者会、講演会、大会行事、就職面接、相談、手話講習</p>	未実施 聴覚障害者数 52名	未実施 聴覚障害者数 24名	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
39 各種大会関係	<p>秋田市身体障害者福祉大会の開催</p> <p>【目的】 身体の不自由な方々が一堂に集い、大会を通して互いに交流しあうことにより自立意識を高め、市民の障害者に対する正しい理解を深めることを目的とする。</p> <p>【概要】 主催：秋田市身体障害者協会、秋田市</p> <p>大会内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰(自立更生、団体育成) ・体験発表 ・講演 ・補装具機器の展示 ・懇親会 ・その他スポーツ大会等については職員のパ遣を行う。 	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
40 障害者週間促進事業関係	<p>【目的】 市民に、広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めてもらうとともに、障害のある人があらゆる分野の活動に参加する意欲を高めるため、12月3日から9日(障害者の日)までの国の定める「障害者週間」を受けて啓発活動を行い、市民から障害者に対し正しい理解と認識を持ってもらう。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の障害者週間にちなみ、庁舎正面に啓発用看板を設置する。 ・障害者自らもボランティアとして参加し、授産製品の販売、施設紹介およびアトラクションを企画しイベントを開催(14年度 御所野イオンで開催) 	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
41 身体障害者手帳交付事務(異動処理含む)	<p>【目的】 身体障害者手帳の交付によって、身体障害児・者とその障害の程度に応じた、補装具の交付や日常生活用具の給付のほか、各種交通機関の割引、医療費の助成、税の軽減、ヘルパー派遣などの制度を利用して、障害者の経済的負担の軽減や自立と社会参加を促すことを目的とする。</p> <p>【事務手順】 ・身体障害者手帳交付申請の受付(指定医からの手帳診断書・意見書および写真) ・診断書の内容について審査し、手帳の交付を決定する。 ・判断困難なものについては診断医へ照会、又は審査部に諮問する。 ・申請者へ決定通知を送付し、手帳を交付する。 ・14年度新規交付数 1,049件 医師の指定・身体障害者手帳交付は県との事務引継事項</p>	<p>【概要】 身体障害者手帳の交付申請、再交付申請、氏名・居住地変更届および返還届について受理し、県に進達する。また、それに伴う異動処理を行う。</p> <p>【事務手続】 身体障害者手帳に係る申請および届出を受理し、内容を確認したうえで県に進達する。 交付された手帳を申請者へ送付する。 手帳の新規交付、返還、記載事項の変更等に伴う異動処理(更生指導台帳への登録等)を行う。 ・14年度新規交付数 58件</p>	<p>【目的】 身体障害者手帳の交付によって、身体障害児・者とその障害の程度に応じた、補装具の交付や日常生活用具の給付のほか、各種交通機関の割引、医療費の助成、税の軽減、ヘルパー派遣等の制度を利用して、障害者の経済的負担の軽減や自立と社会参加を促すことを目的とする。</p> <p>【事務手順】 ・身体障害者手帳交付申請の受付(指定医からの身体障害者手帳診断書・意見書および写真) ・県へ判定依頼のため進達 ・県より判定結果、および身体障害者手帳が交付され次第、申請者へ手帳を交付する。 ・14年度新規交付数 29件</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
42 身障・知的統計関係(報告)	<p>【内容】 以下の項目について集計し、厚生労働省へ報告する。 ・身体障害者手帳交付台帳登載数 ・18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数 ・身体障害者の更生援護 ・身体障害者の補装具交付および修理 ・身体障害者の更生医療 ・身体障害者短期入所事業・入所延人員・延日数 ・ホームヘルパー・派遣対象世帯数 ・身体障害児童の育成医療・未熟児の養育医療および結核児童の療育給付 ・身体障害児童の補装具交付および修理 ・障害児(者)短期入所事業実施状況 ・福祉事務所における知的障害者相談 ・知的障害者援護施設・在所者等 ・職親・職親に委託されている知的障害者</p>	<p>【内容】 以下の項目について集計し、厚生労働省へ報告する。 ・身体障害者手帳交付台帳登載数 ・18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数 ・身体障害者の更生援護 ・身体障害者の補装具交付および修理 ・身体障害者の更生医療 ・身体障害者の短期入所事業、入所延人員、延日数 ・ホームヘルパー、派遣対象世帯数</p>	<p>【内容】 以下の項目について集計し、厚生労働省へ報告する。 ・身体障害者手帳交付台帳登載数 ・18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数 ・身体障害者の更生援護 ・身体障害者の補装具交付および修理 ・身体障害者の更生医療 ・身体障害者の短期入所事業、入所延人員、延日数 ・ホームヘルパー、派遣対象世帯数</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
43 社会福祉審議会障害者 専門分科会審査部会関係	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者障害程度等級の審査・決定 ・身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定についての審査・決定 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断が必要なため事務レベルで認定困難な身体障害者診断書・意見書について審査するもの <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査案件を秋田市社会福祉審議会障害者専門分科会審査部会に諮問する。 ・審査部会を開催し、審査を行う。 ・審査結果について市長に答申する。 ・答申に基づき身体障害者手帳の交付、15条の医師の指定を決定し通知する。 <p>年4回開催(6月、9月、12月、3月)</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
44 減免・割引各種証明事務	<p>身体障害者手帳・療育手帳所持者等が、等級や種類に応じ、免除や割引制度を受けるための証明事務</p> <p>【事務の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税、自動車取得税、軽自動車税減免関係 <p>県税事務所で行っている障害者の自動車税等の軽減措置上必要な書類である、障害者と運転者の生計が同一であるという生計同一証明書を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK放送受信料減免関係 <p>障害者により申請されたNHK放送受信料免除申請書を確認し、免除対象になる場合証明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料道路通行料金割引 <p>障害者が、有料道路通行料金の割引制度の対象となる場合、有料道路通行割引証を発行する。</p>	<p>身体障害者手帳・療育手帳所持者等が、等級や種類に応じ、免除や割引制度を受けるための証明事務</p> <p>【事務の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税、自動車取得税、軽自動車税減免関係 <p>県税事務所で行っている障害者の自動車税等の軽減措置上必要な書類である、障害者と運転者の生計が同一であるという生計同一証明書を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK放送受信料減免関係 <p>障害者により申請されたNHK放送受信料免除申請書を確認し、免除対象になる場合証明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料道路通行料金割引 <p>障害者が、有料道路通行料金の割引制度の対象となる場合、有料道路通行割引証を発行する。</p>	<p>身体障害者手帳・療育手帳所持者等が、等級や種類に応じ、免除や割引制度を受けるための証明事務</p> <p>【事務の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税、自動車取得税、軽自動車税減免関係 <p>県税事務所で行っている障害者の自動車税等の軽減措置上必要な書類である、障害者と運転者の生計が同一であるという生計同一証明書を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK放送受信料減免関係 <p>障害者により申請されたNHK放送受信料免除申請書を確認し、免除対象になる場合証明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料道路通行料金割引 <p>障害者が、有料道路通行料金の割引制度の対象となる場合、有料道路通行割引証を発行する。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
45 更生医療の給付	<p>【目的】 障害の消失、機能の改善、機能を維持するためにおこなう医療で、医療費の軽減を図るもの</p> <p>【概要】 障害者に対し、障害の消失、機能の改善、機能を維持するために必要な医療行為に対し、自己負担額を設定し、医療費の助成を行うもの</p> <p>【事務手順】 ・更生医療の申請手続きをする。 ・判定に基づき医療券を交付する。 ・自己負担額を病院へ支払う。 ・自己負担額を差し引いた医療費の公費分を秋田県診療報酬支払基金および秋田県国民健康保険団体連合会に支払う。 14年度 414件 更生医療機関の指定は県との事務引継事項</p>	<p>【概要】 身体障害者の職業能力を増進し、あるいは日常生活の便宜を増すために、障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、あるいは障害の進行を防ぐ医療を給付する。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方</p> <p>【給付内容】 診察 薬剤または治療材料の支給 医学的処置、手術およびその他の治療、施術 病院または診療所への入院 看護 移送</p> <p>【負担割合】 国庫 1/2 県費 1/4 町費 1/4 14年度 10件</p>	<p>【目的】 障害の消失、機能の改善、機能を維持するために行う医療で、医療費の軽減を図るもの</p> <p>【概要】 障害者に対し、障害の消失、機能の改善、機能を維持するために行う医療行為に対し、自己負担額を設定し、医療費の助成を行うもの</p> <p>【事務手順】 ・更生医療の申請手続きをする。 ・判定に基づき医療券を交付する。 ・自己負担額を病院に支払う。 ・自己負担額を差し引いた医療費の公費負担分を秋田県診療報酬支払基金および秋田県国民健康保険団体連合会に支払う。 14年度 11件</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
46 福祉手当	<p>【概要】 障害基礎年金制度、特別障害者手当の創設により福祉手当は廃止されたが下記の受給資格者に対しては経過措置として従来の例により福祉手当を支給する。</p> <p>【対象者】 昭和61年3月31日現在20歳以上で昭和61年4月1日現在福祉手当の受給者。(障害基礎年金および特別障害者手当に非該当) 新規認定者なし、所得制限あり。ただし、次の場合は受けられない。 施設入所(措置決定された場合)しているとき 障害を理由とする公的年金を受けているとき</p> <p>【手当額】 月額14,480円(年4回2、5、8、11月) 14年度 件数 24人</p>	<p>【概要】 障害基礎年金制度、特別障害者手当制度の創設により福祉手当制度は廃止されたが、下記の受給資格者に対しては経過措置として従来の例により福祉手当を支給する。</p> <p>【対象者】 昭和61年3月31日現在20歳以上で、昭和61年4月1日現在福祉手当を受給している者。障害基礎年金および特別障害者手当受給者は非該当となる(新規認定は行われない。)。なお、下記に該当する場合は支給されない。 手当を受ける人、または同居している配偶者、および扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合 手当を受ける人が、病院または診療所に3カ月以上入院した場合</p> <p>【事務手続】 新規認定は行われない。受給者について、毎年所得状況及び受給資格を再確認し、県(福祉事務所)に報告 14年度 件数 1人</p>	<p>【概要】 障害基礎年金制度、特別障害者手当の創設により福祉手当は廃止されたが下記の受給資格者に対しては経過措置として従来の例により福祉手当を支給する。 (町村は経由事務、県へ進達)</p> <p>【対象者】 昭和61年3月31日現在20歳以上で昭和61年4月1日現在福祉手当の受給者。(障害基礎年金および特別障害者手当に非該当) 新規認定者なし、所得制限あり。ただし、次の場合は受けられない。 施設入所(措置決定された場合)しているとき 障害を理由とする公的年金を受けているとき</p> <p>14年度 件数 1人</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
47 更生訓練費給付	<p>【目的】 身体障害者更生施設・授産施設に入所している者に、訓練を効果的に受けることを可能にするための費用を支給し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>【対象者】 身体障害者更生施設・授産施設に入所し、更生訓練を受けている者。ただし、生活保護受給者または利用者負担金の算定の対象となる収入から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者に限る。</p> <p>【事務手順】 ・申請書、委任状および請求書受理 ・請求の内容を確認し、支払 (秋田市において更生訓練費の支給は、すべて、支給対象者より委任された施設長に対しておこなっている。)</p> <p>【支給額】 「訓練のための経費」に「通所のための経費」を合算した額</p> <p>【経費負担】 国 1/2 年間約80件</p>	<p>【目的】 肢体不自由者更生施設、身体障害者授産施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給する。</p> <p>【支給対象者】 身体障害者更生援護施設へ入所し、更生訓練を受けている身体障害者のうち、生活保護受給者又は費用徴収の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者</p> <p>【支給内容】 参考書・ノート・訓練用具の購入費等および通所の場合の交通費など、訓練に要する費用について、施設の種類・訓練日数に応じて支給</p>	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
48 育成医療給付	<p>【目的】 身体に障害のある児童に対して、生活能力を得るために必要な医療費の助成を行う。</p> <p>身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために行われる手術等の医療費を助成する。</p> <p>【事務手順】 ・育成医療の申請 ・医療券を交付 ・自己負担額を病院へ支払 ・自己負担額を差し引いた医療費の公費分を秋田県診療報酬支払基金および秋田県国民健康保険団体連合会に支払 14年度 221件 ・育成医療の給付・育成医療機関の指定は秋田中央保健所からの事務引継を要する。</p>	未実施 河辺・雄和地区 秋田中央保健所南出張所にて受付 1件	未実施 河辺・雄和地区 秋田中央保健所南出張所にて受付 1件	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
49 身体障害者更生援護施設入所者就職支度金支給	<p>【目的】 身体障害者更生施設・授産施設に入所(通所)している者が訓練を終了し、就職等により自立する場合、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。</p>	<p>【対象者】 身体障害者福祉法第18条により措置入所(通所)している者であって、更生訓練を終了し、就職または自営により措置が解除されることとなった者 【支給額】 36,000円 【事務手続き】 本人からの申請に基づき、審査のうえで支給する。 【その他】 対象者：なし(平成14年度)</p>	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
50 重度身体障害者(児)日常生活用具給付(当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 重度障害者(児)日常生活用具給付等の事業は、在宅重度障害者(児)に対し、浴槽、訓練用ベット等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 種目および対象者 - 種目は「「重度障害者(児)に対する日常生活用具の給付等について」の一部改正について」における別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる障害者(児)とする。 【事務手順】 ・申請受理、見積依頼、見積書受理、所得調査、起案、通知書発送、請求 14年度実績 165名</p>	<p>【目的】 在宅重度障害者(児)に対し、浴槽、訓練用ベット等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。 【対象種目及び対象者】 「「重度障害者(児)に対する日常生活用具の給付等について」の一部改正について」(平成14年3月27日障発第0327003号)における別表に規定する種目および対象者とする。 【事務手順】 ・申請受理、委託業者へ見積り依頼、見積り受理、課税状況等の調査、起案、通知書等発行 【その他】 補装具給付事業と同様、自己負担額は徴収しない。 14年度実績 9名</p>	<p>【目的】 重度障害者(児)日常生活用具給付等の事業は、在宅重度障害者(児)に対し、浴槽、訓練用ベット等の日常生活用具を給付又は、貸与することにより日常生活の便宜を図ることを目的とする。 【内容】 種目および対象者 - 種目は「「重度障害者(児)に対する日常生活用具の給付等について」の一部改正について」における別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」に掲げる障害者(児)とする。 【事務手順】 ・申請受理、見積依頼、見積書受理、所得調査、起案、通知書発送、請求 14年度実績 3名</p>	河辺町は自己負担分に対し、全額補助を行っている。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
51 障害児福祉手当	<p>【目的】 在宅の重度障害児に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の手助けとして手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【支給対象者】 20歳未満であって、常時介護を必要とし、特に障害の重い在宅の重度障害児に対して支給</p> <p>【支給金額】 月額14,480円(平成15年4月)</p> <p>【支給方法】 年4回(2、5、8、11月)に分けて口座振込で支給 件数 251件 受給資格認定は県との事務引継事項</p>	<p>【目的】 精神又は身体に著しく重度の障害を有し、常時特別な介護を必要とする20歳以下の在宅の障害児を対象に手当を支給する。</p> <p>【支給金額】 月額14,610円(平成14年度)</p> <p>【手続き】 所定の認定請求書、診断書、前年所得の証明書、世帯全員の住民票の写し、本人の戸籍「謄本」または「抄本」を提出してもらう。 (1～6月に申請する場合は前々年の所得証明書) 受理したら内容を確認し、県に進達する。</p> <p>【経費負担】なし 件数 5人</p>	<p>【目的】 在宅の重度障害児に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の手助けとして手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者等】 20歳未満であって、常時介護を必要とし、特に障害の重い在宅の重度障害児に対して支給する。 件数 5人</p> <p>【事務手順等】 町村は、県への進達事務。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
52 進行性筋萎縮症者療養等給付	<p>【目的】 進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、療養に合わせて必要な訓練等を行い、もって、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者であって、その治療等に特に長期間を要する者</p> <p>【事務手順】 ・申請書および診断書受理 ・秋田県障害者相談センターへ療養給付判定を依頼 ・療養等給付要否意見書を相談センターより受理 ・療養等給付依頼書を療養等担当機関へ送付 ・療養等給付受諾書受理 ・対象者より前年中の収入申告書徴収 ・療養等給付</p>	<p>【目的】 進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し療養を給付し、必要な訓練を行うことにより、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 進行性筋萎縮症者を医療機関に措置入所又は通所をさせ、必要な治療、訓練および生活指導を行う。</p> <p>【事務手続き】 申請書受理 身体障害者更生相談所(障害者相談センター)に判定依頼。認定の場合、医療機関に措置委託を行い、当該申請者には「療養等給付券」を発行。却下の場合は「却下通知書」にて通知する。 毎年7月に所得状況調査を行い、自己負担額を再認定する。</p>	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
53 身体障害者自動車運転免許取得費助成	<p>【目的】 身体障害者の自立更生を図るため、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成し、身体障害者の就労等社会活動への参加を促進する。</p> <p>【内容】 ・対象者：市内に居住し身体障害者福祉法に規定するおおむね4級以上で身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由および聴覚障害者 ・申請期限：免許証の交付を受けてから6カ月以内 ・提出書類：自動車運転免許取得費助成申請書(教習実績書を添付) ・助成額：費用の2/3(132千円限度)千円未満切捨て (社会参加促進事業に計上)</p>	<p>【概要】 身体障害者の自立更生を図るため、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成し、身体障害者の就労等社会参加活動を促進することを目的とする。</p> <p>【対象者】 県内に居住し、身体障害者福祉法に規定するおおむね4級以上の身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由者および聴覚障害者</p> <p>【助成額】 要した費用の2/3以内(限度額：132千円)</p>	<p>【目的】 身体障害者の自立更生を図るため、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成し、身体障害者の就労等社会参加を促進する。</p> <p>【内容】 ・雄和町に居住し、身体障害者福祉法に規定する概ね4級以上で、身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由および聴覚障害者を対象とする。 ・申請期限 免許証の交付を受けてから6ヶ月以内 ・提出書類 自動車運転免許取得費助成申請書(教習実績書を添付) ・助成費 費用の2/3(132千円限度)</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
54 身体障害者(児)補装具の交付及び修理 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 身体障害者の日常生活や社会生活の向上を図るため、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補う、補装具の交付や修理を行う。</p> <p>【事務手順】 ・申請受理、(判定依頼)、見積依頼、見積書受理、所得調査、起案、通知書発送、請求</p> <p>【実施主体】 国1/2、市1/2 14年度実績 交付2,275件 修理278件</p>	<p>【目的】 身体に障害のある方の不自由な部位を直接的に補い、日常生活又は就労上の可動範囲を広げ、能率向上を図るための各種用具を交付および修理する。</p> <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 町 1/4 14年度実績 新規交付者数135件 補装具は交付・修理に対し交付(修理)券を発行し自己負担分を補助している。 14年度 自己負担分補助対象者43名 補助額 302,796円</p>	<p>【目的】 身体障害者の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うため、補装具の交付や修理を行う。</p> <p>【実務手順】 ・申請受理、判定依頼、見積依頼、見積書受理、所得調査、起案、通知書発送、請求</p> <p>【実施主体】 国1/2、県1/4 14年度実績 新規交付者数43件</p>	河辺町は交付・修理にかかる自己負担分に対し全額補助を行っている。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
55 特別障害者手当	<p>【支給対象者】 20歳以上で身体に障害を有し、おおむね1～2級程度の障害が重複しており、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅障害者に対して支給</p> <p>【支給制限】 次に該当する場合は、手当の支給が受けられない。 1. 手当を受ける人、又は配偶者、および生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合 2. 障害者が通所施設等を除く施設に入所している場合 3. 障害者が病院又は診療所に3ヶ月以上入院した場合</p> <p>【支給金額】 月額 26,620円(平成15年度)</p> <p>【支給方法】 2月、5月、8月、11月の4回に分けて口座振込</p>	<p>【目的】 精神又は身体に著しく重度の障害を有し、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者を対象に手当を支給する。</p> <p>【支給金額】 月額26,620円(平成15年度)</p> <p>【支給制限】 次にあてはまる場合は、手当の支給が受けられない。 1. 手当を受ける人、又は同居している配偶者、および扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合 2. 障害者が、老人ホーム等の通所施設等を除く施設に入所している場合 3. 障害者が、病院又は診療所に3ヶ月以上入院した場合</p>	<p>【支給対象者】 20歳以上で身体に障害を有し、おおむね1～2級程度の障害が重複しており、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅障害者に対して支給</p> <p>【支給制限】 次に該当する場合は、手当の支給が受けられない。 1. 手当を受ける人、又は配偶者、および生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合 2. 障害者が通所施設等を除く施設に入所している場合 3. 障害者が病院又は診療所に3ヶ月以上入院した場合</p> <p>【支給金額】 月額 26,620円(平成15年度)</p> <p>【支給方法】 2月、5月、8月、11月の4回に分けて口座振込</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
56 身体障害者用自動車改造費助成	<p>【目的】 重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資すること</p> <p>【内容】 ・対象者：身体障害者手帳の交付を受けている低所得世帯に属する重度の下肢又は体幹機能障害者等であって、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要があるもの ・助成対象経費：操向装置および駆動装置等の改造に要する経費 ・提出書類：自動車改造費助成申請書、見積書、運転免許証の提示(社会参加促進事業に計上)</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
57 特別児童扶養手当	<p>【目的】 知的又は身体に中・重度の障害を有する20歳未満の児童を扶養している人に対して手当を支給し、福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】 障害の程度：知的障害で、日常生活に著しい制限を受けるもの 支給金額：障害の程度により、1級(重度)と2級(中度)に分かれる。 ・1級(重度障害児)月額51,100円(平成15年4月) ・2級(中度障害児)月額34,030円(平成15年4月) 支給方法：年3回(4・8・11月)に分けて郵便局の口座に振込 件数 1級350件 2級229件</p>	<p>【事業目的】 身体、知的又は精神に障害のある児童を監護している者に対して、特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】 支給資格 20歳未満で政令で定める障害の状態にある児童を監護している親、もしくは親に代わってその児童を養育している者で、所得額が所得制限限度額以下の者 支給期日 4月、8月、11月に県から支給する。(随時払あり) 支給額 1級 51,100円(平成15年4月から) 2級 34,030円(平成15年4月から)</p>	<p>【目的】 知的又は身体に中・重度の障害を有する20歳未満の児童を扶養する保護者に対して手当を支給し、福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】 ・障害の程度...知的障害で日常生活に著しい障害を受けるもの ・支給制限 扶養義務者の所得に応じて支給制限 児童が施設入所している場合 児童が公的年金を受給の場合</p> <p>【支給額】 ・1級 月額51,100円 ・2級 月額34,030円</p> <p>【支給方法】 ・年3回(4、8、11月)郵便局の口座へ振込</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
58 老人保健(医療適正化対策)事業	<p>診療報酬明細書(レセプト)点検等による老人医療費適正化対策 (国庫補助事業)</p> <p>【対象事業】 レセプト点検(請求点数等)事業 レセプト点検(縦覧)事業 実地調査(第三者行為等調査)事業 重複・頻回受信者訪問指導事業 その他老人医療費適正化対策事業 老人医療費適正化特別対策事業</p> <p>【実施事業】 レセプト点検(請求点数等)事業 レセプト点検(縦覧)事業</p>	<p>秋田市に同じ</p> <p>診療報酬明細書(レセプト)点検等による老人医療費適正化対策 (国庫補助事業)</p> <p>【対象事業】 レセプト点検(請求点数等)事業 レセプト点検(縦覧)事業 実地調査(第三者行為等調査)事業 重複・頻回受信者訪問指導事業 その他老人医療費適正化対策事業 老人医療費適正化特別対策事業</p> <p>【実施事業】 レセプト点検(請求点数等)事業 レセプト点検(縦覧)事業</p>	<p>秋田市に同じ</p> <p>診療報酬明細書(レセプト)点検等による老人医療費適正化対策 (国庫補助事業)</p> <p>【対象事業】 レセプト点検(請求点数等)事業 レセプト点検(縦覧)事業 実地調査(第三者行為等調査)事業 重複・頻回受信者訪問指導事業 その他老人医療費適正化対策事業 老人医療費適正化特別対策事業</p> <p>【実施事業】 レセプト点検(請求点数等)事業 レセプト点検(縦覧)事業</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
59 老人保健事務(医療)	<p>老人保健法に基づく事務</p> <p>【資格・異動関係】 各種申請、届出の受理および処理 ・帳票類はシステムより印字出力のうえ申請 ・高額医療費の支給申請は制度改正時1回のみ申請</p> <p>【台帳・交付簿・受給者証等管理】 老人・福祉医療電算システム管理</p> <p>【給付関係】 現物給付(医療費、入院時食事療養費、特定療養費) ・社会保険診療報酬支払基金、国保健康保険連合会にレセプト審査、保険者支払を委託 現金給付(医療費等のやむを得ない場合の償還払い等) ・老人高額医療費 診療月の5ヶ月後に償還(返戻、過誤調整精査後本人の登録口座に振込)</p> <p>【交付金・負担金等申請事務】 社会保険診療報酬支払基金、国、県に交付金又は負担金の申請および実績報告、精算(翌年度)を行う。</p>	<p>老人保健法に基づく事務</p> <p>【資格・異動関係】 各種申請、届出の受理および処理 ・帳票類は印刷、手書き申請 ・高額医療費の支給申請は発生時に申請(1回のみ)</p> <p>【台帳・交付簿・受給者証等管理】 手書き管理、一部国保連委託</p> <p>【給付関係】 現物給付(医療費、入院時食事療養費、特定療養費) 秋田市と同じ 現金給付(医療費等のやむを得ない場合の償還払い等) ・老人高額医療費 抽出、算定は国保連合会委託 約4ヶ月後該当者へ連絡、支払</p> <p>【交付金・負担金等申請事務】 秋田市と同じ</p>	<p>老人保健法に基づく事務</p> <p>【資格・異動関係】 各種申請、届出の受理および処理 ・帳票類は印刷、手書き申請 ・高額医療費の支給申請は発生時に申請(1回のみ) 秋田市方式に修正中</p> <p>【台帳・交付簿・受給者証等管理】 手書き管理、一部国保連委託</p> <p>【給付関係】 現物給付(医療費、入院時食事療養費、特定療養費) 秋田市と同じ 現金給付(医療費等のやむを得ない場合の償還払い等) ・老人高額医療費 抽出、算定は国保連合会へ委託 約3ヶ月後該当者へ連絡、支払</p> <p>【交付金・負担金等申請事務】 秋田市と同じ</p>	<p>老人高額医療費の支払時期に違いがある</p> <p>秋田市 5ヶ月後 河辺町 4ヶ月後 雄和町 3ヶ月後</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
60 乳幼児医療費助成事業	<p>乳幼児の医療費の自己負担分を助成し、受給者の心身の健康保持と生活の安定を図る。</p> <p>【対象者】 県制度 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(所得制限あり) 市制度 県の所得制限を超える未就学児の入院および0~1歳児の通院</p> <p>【財源】 県制度 県1/2、市1/2 市制度 全額市負担</p>	<p>乳幼児の医療費の自己負担分を助成し、受給者の心身の健康保持と生活の安定を図る。</p> <p>【対象者】 県制度 秋田市と同じ 町制度 県制度の所得制限を超える未就学児の入院および通院</p> <p>【財源】 県制度 県1/2、町1/2 町制度 全額町負担</p>	<p>乳幼児の医療費の自己負担分を助成し、受給者の心身の健康保持と生活の安定を図る。</p> <p>【対象者】 県制度 秋田市と同じ 町制度 県制度の所得制限を超える未就学児の入院および通院</p> <p>【財源】 県制度 県1/2、町1/2 町制度 全額町負担</p>	<p>乳幼児の通院(2~6歳児)についての単独事業の格差</p> <p>秋田市 所得制限あり 河辺町 所得制限なし 雄和町 所得制限なし</p>	<p>両町の合併前の受給者について、合併後最初の更新時(平成17年8月1日)に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
61 心身障害者医療費助成事業	身体障害児者の医療費の自己負担分を助成し、受給者の心身の健康保持と生活の安定を図る。(県制度) 所得制限あり、現物給付、1/2負担 【対象者】 重度身体障害児者 (身障手帳1～3級、療育手帳A) 高齢身体障害者 (65歳以上身障手帳4～6級等)	秋田市に同じ 身体障害児者の医療費の自己負担分を助成し、受給者の心身の健康保持と生活の安定を図る。(県制度) 所得制限あり、現物給付、1/2負担 【対象者】 重度身体障害児者 (身障手帳1～3級、療育手帳A) 高齢身体障害者 (65歳以上身障手帳4～6級等)	秋田市に同じ 身体障害児者の医療費の自己負担分を助成し、受給者の心身の健康保持と生活の安定を図る。(県制度) 所得制限あり、現物給付、1/2負担 【対象者】 重度身体障害児者 (身障手帳1～3級、療育手帳A) 高齢身体障害者 (65歳以上身障手帳4～6級等)		合併時に秋田市の制度に統一する。
62 ひとり親家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等の医療費の自己負担分を助成し、受給者の心身の健康保持と生活の安定を図る。(県制度) 所得制限あり、現物給付、1/2負担 【対象者】 18歳に達する3月31日までの間にある母子・父子家庭・父母のいない児童等	秋田市に同じ 母子・父子家庭等の医療費の自己負担分を助成し、受給者の心身の健康保持と生活の安定を図る。(県制度) 所得制限あり、現物給付、1/2負担 【対象者】 18歳に達する3月31日までの間にある母子・父子家庭・父母のいない児童等	秋田市に同じ 母子・父子家庭等の医療費の自己負担分を助成し、受給者の心身の健康保持と生活の安定を図る。(県制度) 所得制限あり、現物給付、1/2負担 【対象者】 18歳に達する3月31日までの間にある母子・父子家庭・父母のいない児童等		合併時に秋田市の制度に統一する。